

ラサールの労働者アジテーション 挑戦と挫折 (3)

——モラル・パニック論による分析と叙述——

篠原敏昭

キーワード：フェルディナント・ラサール，労働者アジテーション，
労働者 kongress 運動，全ドイツ労働者協会，プロイセン憲法紛争，
ドイツ国民協会，ドイツ進歩党，シュルツェ＝デーリチ，
『フォルクス・ツァイトウング』，ビスマルク，モラル・パニック

[本誌第 25 巻より続く]

第 3 節 労働者 kongress 運動と自由主義左派・進歩党

(iii) ライプツィヒ中央委員会と自由主義左派・進歩党

ライプツィヒ労働者委員会の全ドイツ労働者 kongress 招集中央委員会としての活動は、1862 年 11 月 2 日のベルリン大労働者集会でその任務を引き受けたことに始まり、1863 年 3 月 17 日の委員会会合で急進多数派が、ラサールの『公開返書』に提示された全ドイツ労働者協会結成案を新たな綱領に採択し、kongress 運動を放棄したことで終わる。ここで考察するのはさしあたり、2 月 10 日の委員会会合でラサールに対する見解表明の要請を決定するまでのライプツィヒ委員会の活動である。先にいっておけば、急進多数派は、新方針が 3 月 24 日のライプツィヒの労働者集会で圧倒的多数で承認されると、全ドイツ労働者協会設立準備委員会としての活動に着手する。ラサールに対するバッシングがまきおこるのはその直後からだが、それは次節で扱うテーマである。

以下しばらく舞台はライプツィヒ——当時人口約 8 万、ベルリンの南西約 120 キロに位置するザクセン王国の商工業都市である。ベルリンの『フォルクス・ツァイトウング』の出番はあまりない。おもに依拠するのは、ライプツィ

ヒ委員会関連の文書や地元紙の記事を数多く収録するナ＝アマン編集の史料集『ドイツ労働者運動の形成』である。1863年1月以降は、コーブルク刊の自由主義最左派系新聞『アルバイター・ツァイトゥング』が1次史料を提供してくれる。

a ライプツィヒ労働者委員会と kongress 運動の転換

最初に、ライプツィヒ労働者委員会が1862年11月2日に kongress 招集中央委員会を引き受けるまでの経過を述べておこう。労働者委員会は10月2日に開かれた労働者集会で選出されるが、委員会のメンバーの多くは、同年8月に結成された労働者協会「フォーアヴェルツ」（訳せば「前進」）の幹部だった。その「フォーアヴェルツ」のものは、1861年2月の設立された手工業教育協会の反主流派であり、指導的メンバーとして、博物学者ロースメスラー、若い化学者ダマー、さきあげた若い製靴親方ファールタイヒ、葉巻工フリッチェらがいた。この反主流派は、主流派が活動の重点を手工業的技術の教育に置いていたのに対して、1848－49年革命期の民主主義的な人民運動の伝統を受けつぎ、協会を労働者の政治的・世界観的な教育のための場にしようとしていたという。反主流派は1862年8月に手工業教育協会を離れて労働者協会「フォーアヴェルツ」を結成⁽¹⁴⁷⁾、会員はすぐに100名を超えたという。最も多かったのは機械工場の労働者、ついで手工業職人だった⁽¹⁴⁸⁾。

では、このライプツィヒの労働者協会と労働者 kongress 運動との接点はどこにあったのか。労働者協会の主要メンバーの1人が、ライプツィヒからのロンドン世界博覧会への労働者派遣団参加者だったのである。当初はロンドンでの体験報告が議題の1つとなる独自の地方的な kongress 開催が企画されていたらしい。9月になって、ベルリンで全ドイツ的な規模での労働者 kongress 運動が推進されていることが伝わると、「フォーアヴェルツ」の幹部たちはこのベルリンの運動への参加に切り換えたようだ⁽¹⁴⁹⁾。

労働者協会の幹部たちは、手工業教育協会の指導部にいた若きろくろ工ペーベルらとともに、15名の主催者となって2つの議題で10月2日の公開の労働

者集会への参加を呼びかけた。集会には 500 人以上の労働者が集まり、ファールタイヒが議長に選出された。第 1 の議題、「ベルリンで計画されている労働者 कांग्रेस」への参加問題については、短い討論のあと全会一致で採択され、計画の実現のための委員会として、集会の主催者 15 名が任命された。これがライプツィヒ労働者委員会である⁽¹⁵⁰⁾。

ところが、第 2 の議題の、「国民協会への労働者階級の関わり方」に関しては議論が長引いた。ファールタイヒが、「労働者に加入が容易になるよう、国民協会の会費額と払込み方法の変更が切に求められることを表明する」提案を行なったものの、提案した本人が、国民協会の労働者政策への不信感を表明したからだ。これに対してロースメスラーをはじめ多くの者たちが、国民協会に対する信頼を口にする。「幹部にシュルツェ＝デーリチという労働者の味方がいるような国民協会が労働者階級を嫌うわけがない」と擁護する者もいた。結局、ファールタイヒの提案は労働者集会によって承認され、10 月 6－7 日にコーブルクで第 3 回総会が開催される国民協会に労働者委員会指導部がその要求を書簡で伝えることになった⁽¹⁵¹⁾。

こうして、10 月 2 日の第 1 回労働者集会で選出された労働者委員会は、労働者 कांग्रेसへの参加と国民協会への労働者の加入要求という 2 つの任務を担うことになったのだが、委員会の活動は、10 月中旬からにわかに熱を帯びてくる。アイヒラーのベルリン委員会がライプツィヒを कांग्रेस開催地を選び、11 月中の開催を計画していることがわかったからだ。また、バイエルン王国のニュルンベルク労働者協会も 11 月 1 日にその地での全ドイツ的な労働者協会代表者の大会を呼びかけていた。この事態にライプツィヒ労働者委員会は 10 月 17 日に会合を開いて、ニュルンベルクには कांग्रेसの開催延期を求め、ドイツの労働者たちに開催地を 1ヶ所に絞るよう促し、さらにベルリン委員会のライプツィヒ開催案を支持する決議を発表した⁽¹⁵²⁾。

つまり、ライプツィヒ労働者委員会は自分たち自身で全ドイツ規模での労働者 कांग्रेसを担当したいという強い意欲を示したのである。これを受けて 10 月 30 日に開かれた第 2 回労働者集会では、 कांग्रेस招集運動の中央指導部

を引き受けることを主要任務とする 12 名の新たな労働者委員会が、旧委員会のメンバーを一部入れ替えて選出された⁽¹⁵³⁾。旧委員会が担っていた国民協会への労働者の加入要求という任務も、のちの動きを見ると引き継がれたようだ。

10 月 30 日のライプツィヒ労働者集会から 11 月 2 日のベルリン労働者集会までの労働者委員会の動きは、アイヒラーの動きに関連してすでに述べた。以下、11 月 2 日以降の労働者委員会の活動を考察するが、翌年 3 月下旬に至るまでの経過の理解に必要な観点を 4 点ほどまえて提示しておきたい。

第 1 点は、アイヒラーのベルリン委員会が「ドイツの全労働者への呼びかけ」を 10 月 22 日に発表してわずか 10 日後に事実上潰されたのに対して、ライプツィヒ委員会は 11 月 15 日に「ドイツ労働者への呼びかけ」を発表してから、約 4 ヶ月にわたってともかくも潰されずに、全ドイツ的な活動を展開できたことだ。シュルツェ＝デーリチら自由主義左派・進歩党の有力者たちが、労働者の独自運動を憲法紛争下のプロイセンの首都から放り出したばかりに、アイヒラー委員会に認めようとしなかった全ドイツ的な労働者 kongress の招集権限を、ライプツィヒ委員会には 11 月 2 日の労働者集会で不本意ながらも承認したからである。これがさきに示唆しておいた、従来の研究や歴史叙述が十分に捉えていない、kongress 運動の質的な転換である。

もっとも、招集権限は承認されたものの、労働者委員会の活動は自由主義左派・進歩党陣営からつねに「懸念」の視線にさらされていた。1863 年 1 月初めにはこの潜在的な「懸念」が表面化し始め、3 月末に「敵意」の爆発となって表れるのだが、ある意味では、委員会にこの 4 ヶ月間の全ドイツ的な活動が許されていたからこそ、ベーベルの回想にいう、「ドイツ語が聞こえるかぎりの地域で」のラサール・バッシングも生じたのである。

第 2 点は、kongress 招集中央委員会を担ったライプツィヒ労働者委員会を終始主導していたのが多数派の急進派だったということだ。そのために、つねに「懸念」の視線にさらされたのである。急進派のなかでも重要なのはフェールタイヒとダマーだが、では急進派の急進派たる所以は何だったか。なによりも民主主義的な立場からの進歩党に対する批判的姿勢である。労働者委員会は

進歩党への信頼と支持を表明して、 kongress運動を担うことになったが、急進グループはじつは、かなり以前から進歩党・国民協会の政策や方針に懐疑的だった。ファールタイヒはこの年の2月に普通選挙権を要求する発言を行っており、7月には進歩党批判、シュルツェ＝デーリチの協同組合批判の論説を匿名で公表している⁽¹⁵⁴⁾。それだけではない。急進グループは当時、ダマーの住まいでヴァイトリングの『調和と自由の保障』(1842年)などの共産主義、社会主義関係の著作の読書会すら毎週やっていたという⁽¹⁵⁵⁾。

したがって、ライプツィヒ委員会の活動は、自由主義左派・進歩党陣営の「懸念」どころか、「敵意」さえ誘発しかねないものだったが、急進グループにとって労働者 kongress招集運動は最終目的ではなかった。ファールタイヒは後年、つぎのように回想している。

我々の目的はドイツ全土にわたる労働者組織だった。それは必ずやプロレタリアのために形作られていくと、我々は確信をもってそれに期待した⁽¹⁵⁶⁾。

kongress運動は、「ドイツ全土にわたる労働者組織」という必ずしも明確ではない目標に向かう踏み台だったようだ。先回りしていっておくと、フリッチェを加えた急進グループ3人が12月初めには早くも、より明確な目標を提示するラサールに運動の指導を私的に依頼するのである

第3点は、急進派が労働者委員会内部に進歩党支持の反対派を抱え込んでいたことだ。進歩党支持派は少数派だったが、そのなかには楽器工場主ドルゲ、板金工ハルトヴィヒといった強硬派もいて、シュルツェ派ともいえるべき存在だった。また11月7日の中央委員会第1回会合では、ロースメスラー教授とアルブレヒト博士、弁護士ヴィンターの3名が顧問として選任され⁽¹⁵⁷⁾、第2回会合以降、委員会の審議に参加している。ただし、票決には加わらない。

3人の顧問なかで最も影響力があったのは、当時50歳代後半のロースメスラーである。彼は1848－49年革命でフランクフルト国民議会の左派議員だった経験もあり、進歩党支持派ではあったが、急進派の kongress運動にも理解

があった⁽¹⁵⁸⁾。委員会の精神的支柱ともいべき人物で、急進派も進歩党支持派も、ロースメスラーの意向を無視して運動を展開することはできなかったようだ。また、アルブレヒトは急進派寄り、ヴィンターは「シュルツェの代理人⁽¹⁵⁹⁾」そのものだったという。いずれにせよ、急進グループは委員会の内部でも、委員と顧問をつうじて進歩党の「懸念」の視線にさらされていたのである。

第4点は、急進グループが、外部の自由主義左派・進歩党陣営からも、委員会内部の進歩党支持派からも、「敵意」はもちろん、「懸念」もできるだけ引きおこさないようにしながら、なおかつ kongress 運動と自分たちの目的を実現しようと、戦術的な、ときに策略的ともいえる言動に出たことである。そのために、みずからを窮地に引き入れることもあったようだ。ここでも少し先回りしていっておくと、2月10日の委員会としての、ラサールに対する見解表明の要請も、急進グループの術策的なふるまいの成果なのである。

ライプツィヒ中央委員会の活動の考察に移るまえに、10月6-7日の国民協会コーブルク総会に関して2点述べておく。1つは、労働者集会の会費切下げ要求の決議は総会に伝えられはしたが、討議されることはなかったことである⁽¹⁶⁰⁾。もう1つは、この総会で国民協会が、1849年にフランクフルト国民議会が制定した帝国憲法を、協会のめざす自由主義的な連邦制的統一ドイツのモデルとして承認したことだ⁽¹⁶¹⁾。1848-49年革命の成果といふべきこの帝国憲法は、憲法上のドイツ皇帝位をプロイセンの前国王が拒否したために、親プロイセンの国民協会指導部はためらっていたが、総会直前の9月24日、ビスマルクが首相に任命されてプロイセン政府の反動化の危険が高まり、これに対抗して承認したのである。だがここで注目すべきは、この帝国憲法には、国民協会や進歩党の方針とは違って、選挙法として普通選挙権がふくまれていたことだ⁽¹⁶²⁾。このことはライプツィヒ委員会の活動にも微妙な影を落とすことになる。

b 労働者委員会急進グループと kongress 招集中央委員会

前置きが長くなったが、ライプツィヒ労働者委員会は、全ドイツ労働者コン

グレス招集中央委員会としての活動を 1862 年 11 月 7 日の第 1 回委員会会合をもって開始する。委員会は 1863 年 3 月 17 日の最後の委員会会合をふくめて、日付が知られているだけでも 9 回の会合を開いており、その内 1 月 23 日の第 7 回会合までは議事録が残っている。また、労働者員会は 11 月 2 日以降もしばしばライプツィヒで公開の労働者集会を開いて、活動の信任を受けながら中央委員会としての活動を行っており、11 月 18 日の第 3 回集会から、最後の 3 月 24 日の第 7 回集会まで、5 回の労働者集会を開催している。その様子も地元紙の記事などである程度知ることができる。まずは「呼びかけ」に対する反応も「懸念」の表明もまだなかった 12 月上旬までの活動を見てみよう。

11 月 7 日の第 1 回委員会会合では、最初に委員長に急進派のファールタイヒが 12 票中 9 票を得て選出された。これに続いて委員会は当面の重要議題、 kongress の招集に向けた「ドイツ労働者への呼びかけ」の案文を作成する小委員会の設置を決定し、急進グループ 3 人に作成が委ねられた。ファールタイヒはさらに、委員会に託された困難な任務を果たすために、経験豊かな顧問を置くことを提案し、ロースメスラー教授とアルプレヒト博士を推挙した。これに対してドルゲが弁護士ヴィンターを推薦し、ともに承認された⁽¹⁶³⁾。

委員会第 2 回会合は 5 日後の 11 月 12 日に、顧問 3 名も参加して開かれた。「ドイツ労働者への呼びかけ」の案文が提示され、検討を経て採択。印刷して各地の労働者教育協会や新聞編集部に送付することが決定された⁽¹⁶⁴⁾。15 日には地元の新聞に掲載されている。この「呼びかけ」は見ておく必要がある。

「呼びかけ」は冒頭で、ライプツィヒ中央委員会が、ライプツィヒやニュルンベルク、ベルリンの kongress 招集運動を引き継ぐものであること、また kongress 開催がザクセン王国政府の認可を得たものであることを述べている⁽¹⁶⁵⁾。委員会は運動の指導部を担う権限の正当性、開催の合法性と現実性を強調しなかったのだろう。続けてつぎのように述べる。

まずすべての町や村、主要には大きな都市に地方委員会を作ることが我々には必要に思われる。この地方委員会が近辺において、公開の講演と集会をつ

うじて、祖国の出来事に対する、また労働者階級にとくに関係する諸問題に対する全般的な関心を呼びおこすよう活動することになる⁽¹⁶⁶⁾。

のちの経過に照らして問題なのは、中央委員会が、何にもとづいて「地方委員会」を組織するのか、「公開の講演と集会」は既存の労働者教育協会とどのような関係にあるのかを明確に示していない点だろう。また、「労働者階級にとくに関係する諸問題」だけでなく、「祖国の出来事」に対する関心の喚起を求めている点も、 kongress 運動への積極的参加をためらわせる原因だったと思われる。「祖国の出来事」に対する関心とは、ドイツの統一と自由への関心、政治的関心のことであり、自由主義左派・進歩党陣営は労働者独自の政治への参加を排除しようとしていたからだ。

もともと、中央委員会は政治的関心を kongress 運動への参加条件にはしていない。委員会が求めたのは4項目のベルリン綱領への賛同である⁽¹⁶⁷⁾。そして、各地でただちに労働者 kongress の準備のため基金を設けるよう促し、最後につぎのように呼びかける。開催は3月を想定していたようだ。

さらに個々の委員会は当地の中央委員会と連絡をとり、その活動について知らせ、とくに準備作業の結果を2月半ばまでに当方へ報告し、できるだけ早く労働者大会の日程を決定しうるようにすることが求められる⁽¹⁶⁸⁾。

ライプツィヒ委員会のこの「呼びかけ」は、11月18日付のベルリンの『フォルクス・ツァイトUNG』にも掲載されたが⁽¹⁶⁹⁾、アイヒラーの場合とちがって、自由主義左派・進歩党陣営からの「懸念」などはまったくあがっていない。委員会急進派指導部を悩ませたのはむしろ、委員会内部の進歩党支持派、シュルツェ派の存在だった。

11月12日の委員会合会では、次回の労働者集会の議事も話し合われている。そのさいドルゲが「消費組合が設立されないうちは大きな集会を招集することはない」と主張した。kongress 運動の停滞をねらった発言だろう。これに対

して急進派委員が、「委員会はそのような組合設立の委託は受けていない」と反論すると、こんどは顧問ヴィンターが「委員会が消費組合設立準備を引き受けることを、つぎの集会に依頼する」と提案。これに対してフリッチェがヴィンターに労働者集会での消費組合に関する講演を依頼し、ロースメスラーにも講演を依頼する提案を行うと、委員会はこれを承認した⁽¹⁷⁰⁾。消費組合の問題は、これ以後繰り返しシュルツェ派から提起され、労働者集会でも討議されている。

第2回委員会会合ではもう1つ、重要な提案がなされている。フリッチェが、シュルツェ＝デーリチにライブツィヒで発言してもらう許可を当局に申請したいとの希望を表明したのである⁽¹⁷¹⁾。シュルツェはじつは、1848－49年革命のあと、ザクセン王国での演説や講演が禁じられており、彼のライブツィヒ講演を実現させるには、まずこの禁令を解いてもらう必要があったからだ⁽¹⁷²⁾。

11月18日、労働者委員会が kongress 運動指導部を引き受けてから最初の公開の労働者集会——労働者集会としては第3回——が約1500人を集めて開かれた。委員会が任命した3名の顧問が承認され、ファールタイヒが「呼びかけ」について報告した。集会では消費組合に関する発言がなされたあと、ロースメスラーが労働者運動に関する演説を行なっている⁽¹⁷³⁾。この演説は、ライブツィヒ委員会の綱領的文書となる小冊子『ドイツ労働者への言葉』の土台になったものである。簡単に紹介しておこう。

ロースメスラーの演説は労働者運動の目標と手段に関するものだったが、急進グループの期待に応える内容だったとはいいい難い。運動の目標に関しては、「熟さない試み」への用心が語られ、協同組合などの企てに対しても、「取りかかるまえにあらゆる側面から検討し、経験ある者たちの助言を入手してから着手せよ」と慎重である。運動に必要な手段については、3つの手段が提示される。第1に、「労働者の現在の状態についての明確な認識」である。ただし、具体的内容に欠ける。第2に「緊密な結びつき」。ロースメスラーは、労働者階級全体が一つになって協力し援助しあう場合にのみ、目標が達成されると述べ、それ必要なものとして提示されるのが「運動の秩序」である。一見無難な提言のようだが、これはじつはプロイセンの憲法紛争を念頭に置いた、委員会急進派

に対する一種の警告、牽制なのである。彼はいう、「労働者運動でもって有産階級を不安にさせ」たり、「固く進歩党の側についている有産階級を、こうした脅しによってふたたび反動の腕のなかに追い返し」たりしないよう、「運動を平穏で秩序だった歩みのなかにとどまるようにせよ」と⁽¹⁷⁴⁾。ロースメスラーは急進派に対するブレーキ役だったようだ。

第3の手段は運動の指導者である。ロースメスラーは、「19世紀の労働者は、誠実で倫理的な態度においても時代を満足させなければならない」が、このことはとくに運動の指導者にあてはまると述べて、つぎのように提言する。「有能な指導者たちを獲得せよ。その能力を厳格に検討し、能力が確かだと思つたならば、彼らに従え」と。彼は演説の最後に、「諸君は可能なかぎり学べ」という「わが友シュルツェ＝デーリチ」の言葉を紹介している⁽¹⁷⁵⁾。委員会の顧問として彼は、シュルツェに近い立場の者を指導者に望んでいたのだろう。

労働者委員会第3回会合は12月6日に開かれた。まずファールタイヒが講演予定の原稿を読みあげた。注目すべきは、そのさいに顧問のヴィンターが発した、「労働者という言葉で何を理解したらいいのか⁽¹⁷⁶⁾」という質問である。このシュルツェ信奉者は、ファールタイヒの議論のなかの労働者概念に何か危険なものを嗅ぎつけたのだろう。その質問は委員会参加者たちを刺激したようだ。議事録にはこう記されている。

長い活発な議論のあと、主に考えられているのは非自立的労働者のみであり、彼らが権利を最も認められていない者であることによって、彼らのために活動もなされるべきだと、8票対4票で決定された⁽¹⁷⁷⁾。

この票差が、さきに述べた委員会の急進派と進歩党支持派の勢力差である。委員会の運動の対象となる労働者の範囲を「非自立的労働者」、すなわち非自営の労働者、賃金労働者に限定したこの決定は、自由主義左派・進歩党陣営のライプツィヒ委員会に対する「懸念」を募らせることになったと思われる。この陣営が労働者層に求める価値と秩序の基準は自立・自営だったからだ。

第4回委員会合は3日後の12月9日に開催されている。主要議題は2つ。1つは、シュルツェ＝デーリチの講演認可を当局に申請したいとのダマーの提案。これは賛成を得た。シュルツェはクリスマス前後のライブツィヒ訪問を伝えてきていたのである⁽¹⁷⁸⁾。もう1つは、ロースメスラーが「労働者の精神において」著したという原稿にもとづく講演。委員会は感謝してこれを承認し、全員一致で採択した⁽¹⁷⁹⁾。これが1月初めに出版された小冊子『ドイツ労働者への言葉』である。この小冊子については、あとでふれる機会がある。

ところで、ファールタイヒ、ダマー、フリッチェの急進グループは、12月6日の委員会合直前に、ベルリンのラサールに対して私的かつ内密に労働者運動の指導を依頼する手紙を出している。オファマンはロースメスラーの姿勢への失望が3人をラサールに向かわせたと見ているが⁽¹⁸⁰⁾、小論で注目したいのはそれよりもむしろ、委員会を主導する急進グループがシュルツェの講演計画とラサールへの指導依頼をほぼ同時に行なっている点である。いったいそれは何のためだったのか。急進グループがラサールに手紙を書くまでの経緯を述べながら、この問題を検討してみよう。

c 急進グループのラサール接近とシュルツェ講演の中止

1862年11月2日のベルリン労働者集会に参加するために、ファールタイヒとフリッチェがライブツィヒ労働者委員会の代表としてベルリンにやってきたとき、ラサールがベルリンを不在にしていたことはすでに述べた。しかしその折、さきにふれたベルリンの若い商会主でラサール信奉者ルートヴィヒ・レーヴェが代表たちに、ラサールの小冊子『現代の歴史時代と労働者階級の理念との特別の連関について』——『特別の連関』と略記、のちに『労働者綱領』と改題——の押収を免れたものを渡したのである⁽¹⁸¹⁾。

ラサールの名前はライブツィヒの労働者のあいだで知られていなかったが、「印象は圧倒的だった⁽¹⁸²⁾」と、ファールタイヒは『特別の連関』について回想している。急進グループが望んでいた、そしてその当時ほかの誰も公然と主張していなかった普通選挙権が、「社会の最後で極限の階級、無産の階級⁽¹⁸³⁾」であ

る労働者階級、第4階級の原理、非自立的労働者の原理として明確に提示されていたからだろう。ダマーは11月末に単独で直接ラサールに手紙を出していたようだが⁽¹⁸⁴⁾、12月4日には急進グループの3人が、ロースメスラー演説の指導者論に促されるかのように、ラサールに手紙を書いている。

手紙はまず、自分たちが『特別の連関』を完全に承認していることを伝え、自分たちが担っている労働者運動は「強力な指導」、「強力な精神」を必要としているとして、ラサールという「ただ一人の人物」に全信頼を寄せ、ラサールに「全運動の指導者」として従ってもよいとすら述べて、運動の指導を依頼した⁽¹⁸⁵⁾。ただし、3人はこの時点では、この依頼が「まったく私的な性質のもの」であり、「たんに貴兄に対する私たちの信条の表現にすぎない」旨を断わってもいる⁽¹⁸⁶⁾。ゆくゆくはラサールを委員会の正式な指導者として迎えたいという願望の表明と解すべきだろう。彼らの当面の目的は別にあった。手紙はこう続ける。

私たちは貴兄に今月〔12月〕中頃までに当地に来て、労働者集会で講演を行なってくださるようお願いいたします。そうすれば、他のもろもろのことはお望みどおりに整えるのも簡単になるでしょうし、十分にうまくいかない場合でも、完全な意思疎通をつくりだすことが容易になるでしょう⁽¹⁸⁷⁾。

つまり、急進グループはラサールの講演とシュルツェの講演をほぼ同時期に催すことを計画していたのである。11月25日頃のレーヴェあての手紙のなかでダマーはすでに、プロレタリアの状態についてよく知っているのはシュルツェよりもラサールだから、「まずシュルツェに、ついでラサールに話してもらおうのが適切だ⁽¹⁸⁸⁾」と書いている。

この2つの講演計画のうち、ラサールの講演は一度も委員会会合では話題としても取りあげられていないが、計画はラサールの側の事情で実現しなかった。12月13日付の返信でラサールが、労働者運動の指導は引き受けるが、1863年1月16日予定の『特別の連関』の裁判まではベルリンを離れられない旨を伝えてきたからである⁽¹⁸⁹⁾。だが、ラサールの都合がついたとしても、計画が実

現したかどうかは疑わしい。12月17日付の手紙でダマーがラサールあてに書いたように、「進歩党のことを考えると、今から貴兄の名前を出すのは、私たちには気がかり⁽¹⁹⁰⁾」だったからだ。進歩党陣営からの「懸念」をつねに気にしていた急進グループは、ラサールとの関係を知られて、「懸念」が「敵意」に変わるような事態は避けたかったのだろう。さらにダマーはつぎのようにも述べている。

しかし、貴兄がライブツィヒに来るつもりだとしても、貴兄が来たことはすぐに広く知れわたるでしょうし、私たちと貴兄は、とくにロースメスラーに対して多少とも気まずい状況に陥りかねません。なぜなら、ロースメスラーはまずもって貴兄の原則にはほとんど賛成しないでしょうし、彼の考えでは、運動が先走りすぎている場合には、辞任することになるでしょうから。しかし、これはライブツィヒにとって大きな痛手です⁽¹⁹¹⁾。

労働者委員会にとってロースメスラーがいかに大きな存在だったかを物語る一節である。急進グループとラサールとの協議は、ダマーとフェールタイヒがベルリンへ赴いて1月初めに行われたようだ⁽¹⁹²⁾。何が話し合われたかは、直接の記録が残っていないので、その後の手紙のやりとりなどから推測するしかない。ラサールの側の動きは『公開返書』の成立史として次節で考察することにして、ここではもっぱら委員会急進グループの動きを見ていくことにする。

ところで、委員会で議論されていたシュルツェの講演はどうなったか。じつはこちらも行なわれなかった。当局の発言許可が下りたのはかなり遅かったようで、講演は1月4日、日曜日開催の労働者集会に予定された。ところが、集会の開催が教会礼拝を妨げるという理由で警察が集会を禁止し、講演も流れたのである。シュルツェ自身、1月初めに創刊されたばかりの『アルバイター・ツァイトゥング』の編集人シュトライトあての1月10日付の手紙のなかで書いている、「そこ〔ライブツィヒ〕では警察が労働者問題の私の講演を、日曜〔1月4日〕の朝になって、午前の礼拝と午後の礼拝の間、許さなかった⁽¹⁹³⁾」と。

ナ＝アマンやオファマンは、急進グループのシュルツェ講演の計画はシュルツェを貶めるのがねらいだったという興味深い見方を示しているが⁽¹⁹⁴⁾、1月4日の講演中止にはほとんど無関心である。この出来事には謎が多いにもかかわらずである。たとえば、シュルツェが1月4日の労働者集会で講演を行なうつもりでいたことは確実なのだが、また労働者集会がこの日に予定されていたことも確からしいのだが⁽¹⁹⁵⁾、委員会の議事録には、正式にシュルツェに対する講演依頼を決定した形跡はない。さらに12月27日の第5回委員会会合の議事録には、次回の労働者集会の予定議事にシュルツェの講演はない。講演の予定は「ロースメスラー教授の講演」があるだけだ⁽¹⁹⁶⁾。謎を解くのに十分な史料も乏しい。以下しばらく、史料の乏しさを推測で補って謎の解明を試みながら、シュルツェ講演の中止の背後に何があったのかを明るみに出してみたい。

小論でもやはり、急進グループは、シュルツェを貶めるためにシュルツェの講演を計画したという見方から出発する。そのねらいは秘匿されただろうが、当局の講演許可がいつ下りるか不明だったこともあり、シュルツェへの依頼はロースメスラーをつうじて非公式に行なわれたとも考えられる。依頼の正式な決定がないのも、講演が労働者集会の予定議題にないのも、それである程度説明がつく。問題は、ねらいが急進グループには荷が重すぎたことだ。

そこで急進グループが秘かに企てたのが、ラサールの「強力な精神」の助けを借りることだった。それは、さきあげた11月25日頃のレーヴェあてのダマーの手紙に表れている。だが、これもさきに見たように、ラサールに対してはロースメスラーもふくめて、委員会内の進歩党支持派からの強い反発が予想され、急進グループは困惑する。幸いラサール自身の事情で危機は避けられたものの、シュルツェは講演を承諾しており、1月4日の労働者集会では講演を行なうつもりでいる。では、急進グループがその場でシュルツェ批判を展開したらどうなるか。それまで進歩党陣営のなかにくすぶっていたライブツィヒ委員会に対する「懸念」が「敵意」となって爆発し、委員会は解体させられてしまうかもしれない。シュルツェに自由に演説させれば、こんどは多くの労働者がシュルツェの権威と弁舌に魅了されてしまう恐れがある。だからといって、

いまさら講演をやめてくれとはいいい出しにくい。――

窮地に陥った急進グループは、警察を利用して、労働者集会自体を禁止するように仕向けたのではないか。警察による集会禁止となれば、シュルツェにも言い訳が立つ。――勝手な憶測のように思われるかもしれないが、証拠はあるのだ。ナ＝アマン編の史料集のなかには、編者自身は重要視していないようだが、1月9日付のある地元紙に載った、1月4日日曜の労働者集会に関する記事が収録されている。その記事によると、労働者委員会は労働者たちを日曜朝9時半の集会に誘っていたが、委員会は土曜日になって、集会が警察による禁止のために開催できなくなったことを知らせた。ところが、地元紙が得た確かな筋からの情報では、委員会は警察に集会の届け出を下さい、警察から事前に、日曜日は教会の礼拝のあいだは、集会は開けないが、「午後3時なら支障なく開くことができる」旨を伝えられていた⁽¹⁹⁷⁾、というのである。

記事にはシュルツェの講演のことは書かれていない。宣伝もされていなかったのだろうか。それはともかく、この記事を信じるなら、労働者委員会は警察が禁止している時間にわざと集会を設定して、警察に集会を禁止させたことになる。委員会が集会とともに流そうとしたのは、「ロースメスラー教授の講演」ではないだろう。それはいつでも可能だったはずだ。流したかったのはやはり、シュルツェの講演だったと思われる。

つまり、1月4日のシュルツェ講演の中止は、委員会急進グループの、みずから招いた窮地からの脱出策だったようなのである。だが、それも解決策にはならなかった。というのも、急進グループは、講演中止の代わりと思われる、前日のある行動によって、 kongress 運動に対する自由主義左派・進歩党陣営の「懸念」にまた火をつけてしまっていたからだ。1月3日夜、シュルツェはライブツィヒの国民協会の集会で講演を行なったが、そこに参加したダマーが中央委員会の名においてシュルツェに対し、「国民協会のドイツ労働者運動に対する関係」について質したのである。1月10日付の『アルバイター・ツァイトゥング』第2号の記事でシュルツェの返答を見ておこう。自由主義左派の労働者観、政治観がよく表れている。

記事によれば、「我々の心暖かき代弁者シュルツェ＝デーリチ」は質問につきのように答えたという。ドイツの国民的課題の主要な担い手は中産階級だが、その中核的部分には労働者もおり、国民協会は労働者階級に関心を十分に払っている。それをよく表すのが、ロンドン世界博覧会への労働者の派遣である。労働者は国民協会にお金を使うよりも、まず自分たちの物質的な改善を考えるべきだ。ある程度豊かにならなければ、政治参加も政治的権利も何にもならない。生活の惨めさからの解放のために「自分の貯えを使う正しい労働者なら、私は執行委員会の名において国民協会の名誉会員として歓迎する」と⁽¹⁹⁸⁾。

この返答は労働者に対する加入拒否を体よく言い換えたものにすぎないが、シュルツェは、自分に直接挑んできたライブツィヒ委員会に不快感を覚えたようだ。さきに引いたシュトライトあての1月10日付の手紙のなかでシュルツェは、1月4日の講演中止に対する疑念も加わってか、委員会急進グループについて強い不信の念を伝えている。「私はこの者たちが気に入らない。友人たちが語ったように、事柄を自分たちの手だけに握ろうと陰謀をめぐらしている、空っぽで自惚れの強い若造どもだ⁽¹⁹⁹⁾」と。彼はこう続ける。

私の見解では——ここだけの話だけれども——この若造どもから指導部を取りあげなくてはならない。だが、今は何もできない⁽²⁰⁰⁾。

では、いつならできるのか。シュルツェによれば、「すべては kongress で決まる⁽²⁰¹⁾」。つまり彼は、早ければ2ヶ月後には開催される労働者 kongress の場でライブツィヒ委員会から指導部を取りあげられるように、委員会を追い込んでいこうと目論んでいたようである。

ついであるが、この手紙からは意外なこともわかる。ラサール信奉者レーヴェが、ベルリンの労働者の動向に関するシュルツェの情報提供者だったことだ⁽²⁰²⁾。おそらく、ライブツィヒ委員会とラサールの結びつきもシュルツェの耳に入っていただろう。ただし、当時のシュルツェにとってラサールが「懸念」の対象でなかったらしいことは、第2節のiii)の末尾で述べたとおりである。

ところで、1862年12月半ばから1863年2月上旬までのあいだに、ライプツィヒ委員会のラサールをめぐる雰囲気にはかなりの変化が生じたように見える。さきに述べたように、12月にはまだ急進グループは、ラサールへの運動指導依頼を委員会に秘密にしていたし、ラサールの名前に対してはロースメスラーの強い反発を恐れなければならなかった。これが2月10日の委員会会合では一応全員一致で、ラサールに労働者運動に関する発言の要請を決定できるまでに变化する。この変化は、1月上旬からの自由主義左派・進歩党陣営の「懸念」の再燃、 kongress運動の行き詰まりという状況の下で生じている。急進派指導部は、いったいどうやってその委員会決定にまで漕ぎつけたのだろうか。つぎの個所ではまず12月27日の第5回委員会会合から1月15日の第4回労働者集会に至る経過を見ていこう。

d kongress運動の行き詰まりと自由主義左派・進歩党

第5回委員会会合が開かれた12月27日はまだ、自由主義左派・進歩党陣営の「懸念」が強まる以前である。この会合ではまず、ファールタイヒらが作成した労働者への再度の呼びかけ——ここでは「第2の呼びかけ(案)」と呼ぶ——が検討された。議事録によれば、ファールタイヒはこの案文を作成した動機として、委員会の運動が「多方面で間違っ理解されている」ことをあげている⁽²⁰³⁾。11月15日発表の「ドイツ労働者への呼びかけ」、すなわち最初の「呼びかけ」に対する反応がはなはだ芳しくなかったのである。

ナ=アマン編の史料集には、11月下旬から12月下旬までの、ドイツ各地の労働者教育協会の指導者からの返答が15通収録されている。返事の数はいまさいにはもっと多かったのだろうが、いまこの15通について見てみると、公開の労働者集会にもとづく地方委員会の設置という「呼びかけ」の趣旨を正確に理解して、いさいに動き出していることを伝える返答はハンブルクとテューリンゲンの小都市ヒルトブルクハウゼンの2通のみである⁽²⁰⁴⁾。一応の承諾や理解を伝えるものの、積極的とは思われない回答が多く、なかには労働者教育協会の設立の呼びかけと勘ちがいたものものある⁽²⁰⁵⁾。

拒否回答もある。ハノーファーとニュルンベルク労働者協会からは断りの返事が来ており⁽²⁰⁶⁾、スイス、ドレーズデン、ニュルンベルクの3労働者協会は連名で、「ライプツィヒでの kongress の決定を拘束力のあるものとは承認していない⁽²⁰⁷⁾」旨を表明した会議の文書を送りつけてきた。さらには、背後にシュルツェの妨害の動きを感じさせる、ブレスラウからの2通の手紙のような反応もある。1通目は資料の送付を求めるものだったが、シュルツェがブレスラウを訪ねたあとの2通目では、シュルツェの名前を引き合いに出して、ライプツィヒ委員会の正当性に疑問を投げかけている⁽²⁰⁸⁾。

「第2の呼びかけ(案)」のねらいは、kongress 運動の立て直しである。文案は、「労働者運動の機関はただ一つ、自由な労働者集会によって選出された委員会のみである⁽²⁰⁹⁾」と述べて、あらためて地方委員会は、限られた会員しか代表しない労働者協会ではなく、都市の全労働者を代表しうる公開の労働者集会にもとづかなければならず、中央委員会は「非自立的労働者」にまず呼びかけていることを強調する。そして、kongress のための資金を労働者自身で負担する基金を各地で設置することを繰り返し訴えた⁽²¹⁰⁾。

だが、この「第2の呼びかけ(案)」は、委員会では採用されなかった。ロースメスラーが反対したのである。内容が小冊子『ドイツ労働者への言葉』と同じだからというのがその理由だった⁽²¹¹⁾。しかし、ロースメスラーの小冊子の内容は、「第2の呼びかけ(案)」とはかなりの点で異なる。それは、シュルツェの立場に近いベルリンの『フォルクス・ツァイトウング』が「数多くある教育的な労働者協会に強く薦める⁽²¹²⁾」と書いたほどのものだ。小冊子は「労働者協会の設立」の教育的な必要性について強調し、kongress 運動が「労働者協会」ではなく「自由な労働者集会」を基礎とする理由にしても、結社(協会)間の結びつきを禁じたドイツ連邦結社法に対する配慮——「第2の呼びかけ(案)」もこれに言及はしているが⁽²¹³⁾——をあげるだけである⁽²¹⁴⁾。また、憲法紛争下での労働者運動の「政治的行き過ぎ」に警告を鳴らし、非自立的労働者か親方かの区別も、普通選挙権を導入した「帝国選挙法第1条によってすでに消滅」していて問題にならないと主張していた⁽²¹⁵⁾。

つまり、ロースメスラーは急進グループに、自分の権威でブレーキをかけたのである。だが、ロースメスラーがシュルツェのような kongress 運動の妨害者でなかったこともいっておく必要がある。彼は、12月27日の委員会会合で委員ハルトヴィヒが蒸し返してきた消費組合案件に対しては、「kongressの仕事という主要事案が片づくまで延期する⁽²¹⁶⁾」との動議を提出して、受け入れられている。この事実表れているように、彼は運動の擁護者だった。それは、1月初め以降の言動のなかでよりはっきりすることになる。

さて、1月12日の第6回委員会会合は、委員会をとりまく状況が前回とはかなり変化したなかで開かれた。1月9日付の地元紙『ライブツィガー・ターゲブラット』が、ライブツィヒ委員会、とくにその急進派指導部の傾向を非難する論説を掲載したからである。「労働者」と国民協会」と題するその論説は、さきに述べた1月3日夜の出来事をきっかけに書かれたものだった。「この若造どもから指導部を取りあげなくてはならない」というシュルツェの一言は、『アルバイター・ツァイトゥング』の編集者よりもさきに、地元ライブツィヒの進歩党系新聞の編集者に伝えられていたのだろう。それが労働者委員会と kongress 運動に対する攻撃許可のサインになったようだ。

『ターゲブラット』の論説は、ダマーの質問に対するシュルツェの返答を称賛したあと、前年10月2日の第1回労働者集会でのファールタイヒの発言の言葉尻を捉えて、kongress 運動が、あたかも労働者と資本家の対立を煽って、「願わくは二度と繰り返さないでほしい時代」、1848 - 49年革命期の混乱をふたたび引きおこそうとしているかのように非難した。そして、その末尾では、「実直なシュルツェ＝デーリチの我が町への登場が「労働者問題」における好ましい転換点をしるすことになってほしいものだ」と、シュルツェの kongress 運動潰しに対する期待すら隠そうとしなかったのである⁽²¹⁷⁾。

第6回会合の議事録には、『ターゲブラット』論説が「かなり長い論議を呼びおこした」と書かれている。論説への対応をめぐる急進派と進歩党支持派のあいだで激しい応酬を想像させる。そして、その応酬のなかでロースメスラーが、kongress 運動の擁護者として、いくらか急進派寄りの発言したのだろう

か、ダマーが、「この論説に適切な仕方では応答する任務をロースメスラー教授に与える」という動議を提出すると受け入れられ、ロースメスラー作成の文案を、急進派のファールタイヒ、ダマーと穏健派のビターからなる検討会に事前に提出することが決定された⁽²¹⁸⁾。シュルツェが委員会非難の背後にいることがロースメスラーのなかに反発を引きおこしたのかもしれない。

応答文は1月21日、別の地元新聞に中央委員会委員長ファールタイヒの名前で発表された。その中身は、かなりの部分がロースメスラーの小冊子『ドイツ労働者への言葉』の引用から成っている。中央委員会の推進する労働者運動がけっして有産階級にとって危険なものでないことを、急進派の「政治的行き過ぎ」を戒めた委員会の綱領的文書を使って証明しているのだ⁽²¹⁹⁾。ロースメスラーを急進グループが巧みに利用したようである。

1月15日には第4回労働者集会が開催された。2月1日付の『アルバイター・ツァイトゥング』の載せる短い記事によれば、ファールタイヒが委員会のこれまでの活動と各地からの反応について報告、ついで会計報告がなされた。そのあと委員会の改選もしくは新選出を行なうという動議が出されたが、集会はこれを否決した⁽²²⁰⁾。委員会はともかくも信任されたのである。

e ライプツィヒ中央委員会の孤立とラサールへの見解表明要請

第7回委員会会合は1月23日に開かれた。この会合では、1月11日付『アルバイター・ツァイトゥング』第2号が載せた kongress 運動批判記事への反論が検討されている。まず、その記事の要点を示しておく。

マンハイム労働者教育協会の一会員が投稿したというその記事は、こう主張する。ドイツの都市の多くでは今日なお労働者教育協会が作られていない。そのために、「我々の目標、すなわちドイツ労働者階級の状態改善を達成するために必要な、あらゆる準備作業の最良の機会」がない。「遠くにある大きな kongress」、すなわちライプツィヒ委員会の推進する全ドイツ的な労働者 kongress よりも、「近くにある、苦勞して準備中の小さな kongress」、すなわち労働者教育協会の設立を優先させて、教育協会から労働者 kongress を構成すべ

きである。こう述べて、「全国的な労働者大会の性急な招集」に反対を表明したのである⁽²²¹⁾。付け加えれば、掲載紙の編集部は、記事の見解が「南ドイツでは多方面で共有されている⁽²²²⁾」ことを注記している。

ダマーはこの論説に対する反論を事前に作成していた。第7回委員会会合にその案文が提出され、検討ののち承認を受けた⁽²²³⁾。会合には、委員ではシュルツェ派のドルゲが欠席、顧問ではロースメスラーとヴィンターが欠席しており、検討は急進グループ主導で進められたようだ。反論は中央委員会の名前で、2月8日付の『アルバイター・ツァイトゥング』第6号に掲載された。急進グループの考えがよく出ている論説なので、紹介しよう。

中央委員会はこの論説のなかで、全ドイツ的な労働者 kongress の招集を目指す自分たちの運動は、「ドイツのどの都市においても、少数のバラバラの労働者たちと連絡をつけるという目標に向かっての、すべてのドイツの労働者たちの統合した努力」だといい、その点で非難されるものはないし、招集を延期すべき理由もないと主張する⁽²²⁴⁾。さらに、個々の労働者教育協会で行なわれる啓蒙的な教育手段と地域ごとの共済金庫の設立に関しては、kongress のような「合同」の場をつうじて無限のものを獲得できるし、「社会的および政治的領域においては、ドイツの労働者がまとまってはじめて獲得できる」とも述べる⁽²²⁵⁾。

協同組合に関しても急進派らしい議論が展開されている。労働者教育協会では協同組合が薦められているが、この論説は、原料組合、前貸し組合等々は「中産階級にとってのもの」であって、「雇用主のために働く労働者」の役には立たない、「労働者の助けになるのは消費組合だけだ」というのである⁽²²⁶⁾。マンハイムの一会員が労働者教育協会を「有能な労働者階級および中産階級の倫理的および実質的な育成の場⁽²²⁷⁾」と呼び、やはり自立自営の労働者、中産階級に価値と秩序の基準を置いていたのに対する反発だろう。

とはいえ、委員会の論説は進歩党への期待も表明している。協同組合制度には法律の助けが必要だが、国民協会が承認した1849年の帝国憲法には、それに必要な法律条項をもつ「ドイツ人民の基本権」がふくまれており、労働者にと

もに進歩党が「この実り豊かな法律」の獲得に努力するように求めている⁽²²⁸⁾。

ところで、『アルバイター・ツァイトウング』は国民協会の機関紙ではなかったけれども、シュルツェ＝デーリチは国民協会の幹部であり、新聞編集部のシュトライトは国民協会の事務局長だったから、新聞の編集にはシュルツェの意向、すなわちライブツィヒ委員会に対する国民協会・進歩党陣営の強い「懸念」が反映している⁽²²⁹⁾。そして、この新聞は、週刊で発行部数こそ千部に満たなかったものの、ドイツ各地の労働者教育協会指導者など向けに発送されていた一種の全国紙であり、その「懸念」をドイツの広い範囲に伝達し、定着させる役割を担っていた。新聞はライブツィヒ委員会、とくに急進グループにとって、発言の場である以上に、運動の行き詰まりを感じさせられる場となったようだ。

1月4日の第1号から2月8日の第6号までを見てみると、1月11日のマンハイムからの招集延期要求を皮切りに、1月18日にはオフエンバハで開かれたマインガウの労働者大会における kongress への代表不派遣の決定と、既存の労働者教育協会幹部たちから成る事前集会の提案、およびその決定と提案へのフランクフルトの労働者教育協会の支持の記事が出ている⁽²³⁰⁾。2月1日には、シュトゥットガルトの労働者教育協会の kongress への代表不派遣の決定、教育協会幹部たちが集まる事前協議会の提案、それに対するマインガウ（フランクフルトとその周辺）の他の労働者教育協会やマンハイムやマイントの教育協会の支持の記事が見られる⁽²³¹⁾。この時点では中央委員会支持の記事は1つも出ていない。委員会は全ドイツ的には孤立しつつあったのである。

だが、その一方で1月3日夜の、国民協会への労働者加入問題におけるシュルツェによる拒否回答は、委員会急進グループに本格的にラサールに傾斜させるきっかけとなった。ラサールとの交渉を担当したのはダマーだが、彼は12月にラサールから送付されてきた『労働者綱領』の普及に熱心で、中央委員会の「呼びかけ」と一緒にいくつかの労働者教育協会に送った形跡もある⁽²³²⁾。彼のラサールへの依存は1月初めのラサールとの話し合いを経て、1月3日の事件以後、より強まったようだ。さきに見たマンハイム労働者教育協会の会員の投稿への反論のなかにも、協同組合に関する議論にラサールからの影響を見出す

ことができる。おそらくベルリンでラサールから示唆されたものだろう。

2月に入ると、ダマーは運動の行き詰まりの打開を、よりいっそうラサールに頼ろうとする。おそらく1月23日の第7回委員会会合のあとだと思われるが、彼は2月11日付のラサールあての手紙によると、「個々の委員に、貴兄〔ラサール〕の精神において活動することが必要だと納得させた⁽²³³⁾」あとで、2月4日に開催された労働者集会で講演を行なっている。

地元紙の記事によれば、約1400人が集まったその集会でダマーは、おもに労働者階級を貧困から救い出す手段について、つぎのように語ったという。知識と教育が最良の手段だが、労働者にはそのためのお金がない。また、最貧困層にとって意義のある協同組合を実現するのにも、やはり資金がない。資金を調達するには国家を動かさなければならないが、そのために労働者に必要なが普通選挙権である⁽²³⁴⁾、と。ただ、ダマーはここでは普通選挙権をラサールの議論では意義づけていない。ロースメスラーに気を遣ってか、彼は労働者たちに1849年の帝国憲法に注意を促して、「帝国憲法のなかに約束されている普通・直接選挙権の実現に向かって努力しなければならない⁽²³⁵⁾」と述べている。ちなみに、ラサール自身は1849年の帝国憲法への立ち返りを、「反動的ユートピア主義者の行為⁽²³⁶⁾」と呼んで、その意義を認めていない。

だが、ダマーは『労働者綱領』の歴史哲学に関しては、中世から現代までほぼそのままを語っている。記事によれば、彼は「歴史の発展行程をつうじて労働者階級の理念が勝利せざるをえない⁽²³⁷⁾」ことを示し、こう述べたという。

1848年の2月革命によって第4階級の支配——それは国家に対する万人の支配と同義だが——への第一歩が遂行され、その結果、我々は万人の支配の原理の実現に寄与するという幸運な状態にいる⁽²³⁸⁾。

記事はこれに続けて報じている。「真に労働者階級のために語られた言葉に対して、限りなく続く拍手が彼〔ダマー〕に報いた⁽²³⁹⁾」と。もともと、この労働者集会は急進グループ一色に染めあげられたわけではない。すでに1月23

日の委員会会合のさいにシュルツェ派は、消費組合の問題を労働者集会で討議することを要求していたし⁽²⁴⁰⁾、じっさいにダマーの講演のあとに消費組合に関する報告と討論が行なわれているのである⁽²⁴¹⁾。

労働者集会から6日後の2月10日、問題の委員会会合が開かれた。ダマーは委員会に対して、ラサールに見解表明を要請する提案を行なっている。

貴兄にとって適切と思われる何らかの形式で、労働者運動について、およびこの運動が行使すべき手段について、またとくにまったく無産の人民階層にとっての協同組合の価値についても、貴兄の見解を表明されるよう要請する⁽²⁴²⁾。

この提案には当然ながら異論が出た。ダマーによれば、委員のなかの「シュルツェの味方」が、ラサールは「共和主義者で人間嫌いだ」と非難した。これに対してはいく人かの委員が、ラサールが「共和制を望んでいるということが自分たちにはとくに重要だ」、「第4階級の支配は他の国家形態の下ではやはり考えられない」と反論したという⁽²⁴³⁾。委員会の分裂を引きおこしてもおかしくない意見の対立だろう。3月の kongress 招集はほぼ困難となり、急進派は苦しい立場である。延期か断念を望む進歩党支持派は勢いづいていた。ラサールへの発言要請案に対して、進歩党支持派はもちろん、ロースメスラーも強硬に反対して委員会を離脱したら、委員会自体が消滅していたかもしれない。

だが、そうはならなかった。ダマーのラサールへの報告によれば、「短い議論のあと、この提案は全員一致で採択された⁽²⁴⁴⁾」のである。なぜか。1つには、ロースメスラーが支持したからだろう。ダマーによれば、彼は、「自分もまた革命と共和制を求めており、自分の努力もひとえに革命のために労働者を成熟させることにある⁽²⁴⁵⁾」と述べたというのである。委員会の精神的支柱は1月3日の事件以来、やはりかなり急進派寄りになっていたようなのだ。

しかし、この件ではより重要だと思われるもう1つの原因に注目すべきだろう。急進グループが進歩党支持派の委員たちに対して巧みに譲歩の姿勢を示し

ていたことである。2点指摘しておく。第1に、2月10日の直前に、マンハイムから出ていた kongress の延期要求と、マインガウからの事前協議会の提案とに 応じる声明を中央委員会名で準備していたことだ⁽²⁴⁶⁾。当然ながら、主導したのは急進グループだろう。第2に、ダマーの提案したラサールへの発言要請が、あくまで「シュルツェ＝デーリチの理念」が「労働者階級にとって決定的なものとして推奨」されていることを前提に、「それでもやはり、シュルツェ＝デーリチが提案している以外の、政治的・物質的・精神的な点における労働者の状態改善という労働者運動の目的を達成する手段も考えられる⁽²⁴⁷⁾」という、かなり控え目に見える位置づけの要請だったことである。進歩党支持派に、急進グループが革命派ラサールの回答を委員会の新綱領に採用するなどという無謀なことは企図していないと思わせようとしたのだろう。そのためか、ラサールへの発言要請決定に関して、進歩党系諸新聞から中央委員会に対する「懸念」の声があがった形跡も見られないのである。

ともあれ、ラサールはこの要請を受けて『公開返書』を執筆することになる。だが、2月10日の時点では委員会急進グループにも、回答がどのような内容のものになるのか、またそれによって kongress 運動がどうなるのか、十分にはわかっていなかったようだ。というのも、ラサール自身その頃はまだ、『公開返書』のような起爆力あるものが書けるとは思っていなかったふしがあるからである。そのあたりの事情を示すのも、次節の課題の1つである。

[この稿続く]

注

(147) Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.374-378 を見よ。

(148) *Ebenda*, S. 377 および Wolfgang Schröder, *Leipzig – die Wiege der deutschen Arbeiterbewegung*, Berlin 2010, S.67 を見よ。

(149) Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.380 および Bericht über die zweit Arbeiterversammlung in Leipzig vom 30. Oktober 1862, in : Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.17, S.200 を見よ。

- (150) Bericht über die erste öffentliche Arbeiterversammlung in Leipzig vom 2. Oktober 1862, *ebenda*, Dok.9, S.185 を見よ。
- (151) *Ebenda*, Dok.9, S.186-187 を見よ。
- (152) Entschließung des Leipziger Arbeiterkomitees vom 17. Oktober 1862, *ebenda*, Dok.111, S.341-342 を見よ。
- (153) Bericht über die zweit Arbeiterversammlung in Leipzig vom 30. Oktober 1862, *ebenda*, Dok.17, S.201 を見よ。
- (154) Anonymer Leipziger Aufsatz Aus der Feder eines Handwerkers, in : Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.3, S.171-173 を見よ。また Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.376 も参照されたい。
- (155) [Friedrich Wilhelm Fritzsche], Autobiographische Erinnerung, in: *Der wahre Jacob*, Bd.22, 1905, S.4629 および Vahlteich, *Das Leipziger Zentralkomitee, in: Die Gründung der Deutschen Sozialdemokratie*, S.19 を見よ。
- (156) Vahlteich, *ebenda*, S.20.
- (157) Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.396 を参照せよ。
- (158) ロースメスラーの経歴についてはさしあたり *ebenda*, S.288, Anm.119 を見よ。
- (159) Julius Vahlteich, *Ferdinand Lassalle und die Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung*, München 1904, S.20.
- (160) Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.381-382 を見よ。
- (161) Na'aman, *Der Deutsche Nationalverein*, S.152-154 を参照せよ。
- (162) Reichsgesetz über die Wahl der Abgeordneten zum Volkshause vom 12. April 1849, in: Ernst Rudolf Huber(hrsg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd.1, 2.Aufl, Stuttgart 1961, S.324-326.
- (163) 1. Sitzung, 7. November 1862, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.31-1, S.231-232.
- (164) 2. Sitzung, 12. November 1862, *ebenda*, Dok.31-2, S.232.
- (165) An die deutschen Arbeiter, November 1862, *ebenda*, Dok.112, S.342.

- (166) *Ebenda*, S.342.
- (167) *Ebenda*, S.342.
- (168) *Ebenda*, S.343.
- (169) Aufruf an die deutschen Arbeiter, in *VZ*, No.270, Beilage, 18. November 1862.
- (170) 2. Sitzung, 12. November 1862, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.31-2, S.232-233.
- (171) *Ebenda*, S.233.
- (172) ナ = アマンの史料集には、ザクセン当局にあてた、委員会名のシュルツェの演説禁止解除申請の草稿 (11月22日付) が収められている。*Ebenda*, Dok.33, S.238-239.
- (173) Die Arbeiterversammlung in Leipzig ..., in *VZ*, No.273, 21. November 1862.
- (174) Rede des Prof. Roßmäßler, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.113, S.343-345.
- (175) *Ebenda*, Dok.113, S.346.
- (176) 3. Sitzung, 6. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.31-3, S.233.
- (177) *Ebenda*, S.233.
- (178) Schulze-Delitzsch an J. Vahlteich, 12. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.40, S.245.
- (179) 4. Sitzung, 9. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.31-4, S.234.
- (180) Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.403 を見よ。
- (181) Vahlteich, *Ferdinand Lassalle*, S.19.
- (182) *Ebenda*, S.19.
- (183) Lassalle, Das Arbeiter-Programm, in *GRS*, Bd.2, S.186. 森田訳 170 頁。
- (184) Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.403
- (185) Dammer, Fritzsche und Vahlteich an Lassalle, 4. Dezember 1862, in *NBS*, Bd.5, S.60 (N-Dok.115, S.352).
- (186) *Ebenda*, S.60 (N-Dok.115, S.352).
- (187) *Ebenda*, S.60 (N-Dok.115, S.352).
- (188) Dammer an Löwe, ca.25. November 1862. Offermann, *Arbeiterbewegung und*

liberales Bürgertum, S.403 より引用。

- (189) Lassalle an Dammer, 13. Dezember 1862, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.117, S.370.
- (190) Dammer an Lassalle, 17. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.118, S.371.
- (191) *Ebenda*, S.372.
- (192) Vahlteich, Das Leipziger Zentralkomitee, in: *Die Gründung der Deutschen Sozialdemokratie*, Leipzig [1903], S.19 を見よ。
- (193) Schulze-Delitzsch an Streit, 10. Januar 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.166, S.451.
- (194) *Ebenda*, S.65 および Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.403 を参照せよ。
- (195) ベルリンの『フォルクス・ツァイトゥング』1863年1月4日付、第3号に、「労働者コンGRESについて。明日（日曜）、ライプツィヒで大労働者集会が開催される」との短い記事が出ている。Zum Arbeiter-Kongreß, in: VZ, No.3, 4. Januar 1863.
- (196) 5. Sitzung, 27. Dezember 1862, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.31-5, S.235.
- (197) Leipzig, 7. Jan. nach: Deutsche Allgemeine Zeitung, Nr.7 v. 9. Januar 1863, *ebenda*, S.755-756, Anm. 42.
- (198) Bei der am 3. Januar zu Leipzig abgehaltenen..., in: AZ, Nr.2, 11. Januar 1863.
- (199) Schulze-Delitzsch an Streit, 10. Januar 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.166, S.451.
- (200) *Ebenda*, S.452.
- (201) *Ebenda*, S.452.
- (202) *Ebenda*, S.452.
- (203) 5. Sitzung, 27. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.31-5, S.234.
- (204) A. E. Richter aus Hilburghausen an das Zentralkomitee zu Leipzig, 29. November 1862, *ebenda*, Dok.39, S.243-244 および F. C. A. Perl aus Hamburg an das

- Zentralkomitee in Leipzig, 13. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.46, S.250-251.
- (205) 勘ちがいの例として August Rück aus Glauchau an Vahlteich, 4. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.41, S.245 がある。
- (206) Schreiben des Vorsitzenden des Arbeitervereins zu Hannover an das Zentralkomitee, 17. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.48, S.252-253 および Staudinger vom Nürnberger Arbeiterverein an das Zentralkomitee, 17. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.48, S.253-254.
- (207) Vervielfältiger Begleibrief zum Protokoll des Nürnberger Arbeitertages mit Beschlüssen einer anschließenden Konferenz über den Leipziger Kongreß, ca. 20. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.52, S.257.
- (208) Theodor Oelsner aus Breslau an einen Mitglied des Leipziger Zentralkomitee, 26. November 1862, *ebenda*, Dok.38, S.243 および Theodor Oelsner aus Breslau an „geehrter Herr“, vielleicht Roßmäßler, 5. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.43, S.247.
- (209) Nicht bestätigter Entwurf Vahlteichs zu einem zweiten Aufruf des Zentralkomitees, [Weihnachten 1862], *ebenda*, Dok.54, S.261.
- (210) *Ebenda*, Dok.54, S.261-262.
- (211) 5. Sitzung, 27. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.31-5, S.234-235.
- (212) Im derselben Verlage verläßt ..., in VZ, No.63, 22. Februar 1863.
- (213) Nicht bestätigter Entwurf Vahlteichs, *ebenda*, Dok.54, S.260.
- (214) Emil Adolph Roßmäßler, Ein Wort an die deutschen Arbeiter, Berlin [1862], *ebenda*, Dok.116, S.361 および S.364 を見よ。
- (216) *Ebenda*, Dok.116, S.366.
- (216) 5. Sitzung, 27. Dezember 1862, *ebenda*, Dok.31-5, S.235.
- (217) Die „Arbeiter“ und der Nationalverein, nach: Leipziger Tageblatt und Anzeiger, Nr.9, 9. Januar 1863, *ebenda*, S.831-833.
- (218) 6. Sitzung, 12. Januar 1863, *ebenda*, S.236.
- (219) Erwiderung auf den Artikel: Die „Arbeiter“ und der Nationalverein im Tageblatt, nach: Mitteldeutsche Volks-Zeitung, Nr.16, 21. Januar 1863, *ebenda*, S.374-378.

- (220) Leipzig, 16. Jan. Gestern Abend hielt ..., in: AZ, Nr.5, 1. Februar 1863.
- (221) Deutsche Arbeiter, Brüder (Aus Mannheim.), in: AZ, Nr.2, 11. Januar 1863
(N-Dok.167, S.452-456.)
- (222) Indem wir diese..., in: AZ, Nr.2, 11. Januar 1863.
- (223) 7. Sitzung, 23. Januar 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.31-7, S.237.
- (224) Deutsche Arbeiter, Brüder!, in: AZ, Nr.6, 8. Februar 1863 (N-Dok.123, S.380).
- (225) *Ebenda* (N-Dok.123, S.381).
- (226) *Ebenda* (N-Dok.123, S.382).
- (227) Deutsche Arbeiter, Brüder (Aus Mannheim.), in: AZ, Nr.2, 11. Januar 1863
(N-Dok.167, S.456.)
- (228) Deutsche Arbeiter, Brüder!, in: AZ, Nr.6, 8. Februar 1863 (N-Dok.123, S.382).
- (229) 『アルバイター・ツァイトウング』の国民協会およびコングレス運動との関係については R. Weber, Einleitung, in AZ(*Neudruck*), S.VII-IX および Offermann, *Arbeiterbewegung und liberales Bürgertum*, S.424-428 を参照されたい。
- (230) Offenbach, 12. Jan. および Frankfurt, 12. Jan. in: AZ, Nr.3, 18. Januar 1863.
- (231) Stuttgart, 19. Jan. および r. Frankfurt, 19. Jan. in: AZ, Nr.5, 1. Februar 1863.
- (232) Bericht von Karl Ruß aus Bromberg, 23. Dezember 1862, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.51, S.257 および Anm.6, S.786 を見よ。
- (233) Dammers an Lassalle, 11. Februar 1863, *ebenda*, Dok.125, S.384.
- (234) Leipzig, 4. Febr. Heute fand im Odeon ..., nach: Deutsche Allgemeine Zeitung, Nr.30, 5. Februar 1863, *ebenda*, S.836.
- (235) *Ebenda*, S.836.
- (236) Lassalle an Sophie von Hatzfeldt, 14. Oktober 1862, in: NBS, Bd.4, S.304.
- (237) Leipzig, 4. Febr. Heute fand im Odeon ..., nach: Deutsche Allgemeine Zeitung, Nr.30 vom 5. Februar 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, S.837.
- (238) *Ebenda*, S.837.
- (239) *Ebenda*, S.837.

- (240) 7. Sitzung, 23. Januar 1863, *ebenda*, Dok.31-7, S.237.
- (241) 2月4日の労働者集会での消費組合に関する討議については、Leipziger Allerlei, nach: Mitteldeutsche Volks-Zeitung, Nr.29 vom 5. Februar 1863, *ebenda*, S.837-838 が詳しい。フリッチェが報告している。
- (242) Dammers Schreiben in Ausführung des Zentaralkomitees, bei Lassalle ein Gutachten über die Arbeiterfrage einzuholen, 11. Februar 1863, *ebenda*, Dok.124, S.383.
- (243) Dammers an Lassalle, 11. Februar 1863, *ebenda*, Dok.125, S.384.
- (244) *Ebenda*, Dok.125, S.384.
- (245) Dammers an Lassalle, 11. Februar 1863, *ebenda*, Dok.125, S.384.
- (246) この声明は 1863 年 3 月 1 日付『アルバイター・ツァイトゥング』第 9 号に掲載されるが (Deutsche Arbeiter! Brüder!, in: AZ, Nr.9, Beilage, 1. März 1863 (N-Dok.132, S.390-392))、これが 2 月 7 日に起草され、10 日に発送されたことについては、N-Dok.132 への注 8 (S.842) および N-Dok.69 への注 2 (S.782) を参照のこと。また Bernhard Becker, *Geschichte der Arbeiter-Agitation Ferdinand Lassalle's*, Braunschweig 1874, S.19 も見られたい。
- (247) Dammers Schreiben in Ausführung des Zentaralkomitees, bei Lassalle ein Gutachten über die Arbeiterfrage einzuholen, 11. Februar 1863, in: Na'aman, *Die Konstituierung*, Dok.124, S.383.

